

◆「野洲市幼稚園・保育所施設整備等実施計画」の改定について

1. 主旨

本市では、令和3年4月に多数の待機児童が生じる見込みであったことから、現行の「第二期子ども・子育て支援事業計画」（マスタープラン）について、小規模保育事業の実施を新たに盛り込む改定を行いました。

このたびは、当該マスタープランの実施計画といえる「幼稚園・保育所施設整備等実施計画」（本件計画）を、マスタープラン改定の内容に沿うよう改定するとともに、既に記載があった「幼・保一元化」の考え方についても再精査し、その内容を一部改めようとするものです。

2. 計画の発効期日及び年限

改定後の本件計画は、令和4年4月から発効しようとするもので、施設整備など大きな財源が伴う事業については、市の総合計画実施計画と整合を図るべきことから、現行（R3.8決定）のそれに整合した内容とします。結果、年限については令和5年度までとします。

3. 成案までの流れ

本件計画は、実施計画ではありますが、認定こども園化の推進や、次期第三期の「子ども・子育て支援事業計画」（マスタープラン）で明らかにする予定である野洲第三保育園と野洲幼稚園のあり方検討に関係する内容にも触れることから、本年度中の成案をめざし、次のような流れで慎重に協議を進めてきました。

執行部案

① 庁内調整

- ・課内、部内検討（10月～）
- ・部長会議協議（1/31）
- ・教育委員会協議（2/16）

② 関係者等への説明（2月～3月）

- ・公立園長会議、私立園長会議、両園PTA・保護者役員、地元関係者等

③ 市議会全協へ執行部案として提示（2/17）

修正案

④ 庁内調整

- ・部長会議報告（3/14）
- ・教育委員会報告（3/16）
- ・子育て支援会議協議・報告（本日）

成案

⑤ 成案化

- ・市長決裁
- ・市議会全協へ成案として報告（4月）

4. 今後の更新等

本件計画は、総合計画実施計画の内容が更新される都度（原則毎年）、更新等を行っていく予定です。